

東濃西部 肖費生活相談のあれごれ

No.99

発行:東澳西部広域行政事務組合

コンビニ後払い決済サービス

ネット通販を利用した際、コンビニ後払いの決済サービスを利用したことがある人はたくさんいる と思います。コンビニ後払いは商品確認後に支払いができ、クレジットカード不要で利用できる便利 な決済手段です。このサービスは、消費者が支払うべき代金を決済事業者が販売事業者に立て替える 「立替払い型後払い決済」という3者間の契約関係の中で決済が行われるしくみで、2002年から始 まったまだまだ新しいサービスです。決済手段に関する主な法律の適用がなく、通販トラブルと組み 合わさった場合、安易に支払いを拒むことができず、解決が難しい場合があります。現状、トラブル 解決への対応は、決済事業者の自主的な取り組み次第となってしまいます。今後、法整備が進み、消 費者が安心して使えるサービスになるよう、何かトラブルがあった場合はご相談ください。



## こんな相談ありました

SNS をみていた際、素敵な靴を発見。クリックして購 入手続きをし、送られてきたメールに記載のある銀行 口座に代金を振り込んだ。入金後3日以内に発送する と書いてあったが1か月たっても届かない。購入した 際の画面にはたどり着けない。

<mark>通販の悪質サイトによる相談が後を絶ちません。商品が</mark> 届かない、商品が届いても注文した商品と違う、商品の 質が悪いなど様々な理由がありますが、いったん代金を 支払ってしまうと、お金を取り戻すのは容易ではありま せん。①支払い方法が銀行振込しかなく、振込先の口座 名義が個人、②ブランド品が極端に安いなどの場合は、 悪質サイトの可能性が高いので注意が必要です。

## 12月の相談件数

新規·継続合計

店舗購入	20件
訪問販売	10件
訪問購入	0件
通信販売	3 4 件
連鎖販売	5件
電話勧誘	1件
送り付け商法	0件
無店舗販売	0件
不明・無関係	10件

\*不明・無関係とは、上記分類に含まれないもの。 例えば、架空請求はがき等

消費生活相談窓口のご案内 ※原則、相談は住所地の窓回をご利用ください 間/10:00~16:00

相談料/無料

相 談/原則予約制

予 約/相談を受けたい窓口

■月~金曜日 多治見市役所本庁舎 くらし人権課/22-1134

火曜 端浪市役所 生活安全課/68-9748

金曜日 土岐市役所 生活環境課/54-1111

E-mail 相談/kouiki@tono-seibu.org

東濃西部広域事務組合 消費生活巡回相談事業